

016102-000-3

特15-204

仏法信者吐露要文

龍臣密筭一著

M22.7

ABC-1955



佛法信者吐露要文

135
5
993

W_o 23774/22

佛法信者吐露要文

夫佛法信者と玄て佛教の振起と耶蘇教の拒絶と我唱へざるハなしと雖も今
の職掌ある僧侶の振舞と云へバ第一なる本寺本山又住める方々を始め末山諸寺の僧侶に
於ては禮義と守る僧ヘ先づなしと云て可ならんか其譯は佛弟子ふあつて佛祖の制戒又達し
するは禮義の立ざる所なり又肉食するは無慈悲にして是も禮義を失ふ所なり尤も
佛律にハ數千万戒ありと雖も先づ佛門の入口なる殺生肉食妻帶の一三ヶ條ハ戒の淺深
たる大乘小乗を論ぜるなく斷頭罪の事なれば是を慎まざる者は更ニ寺院又用なき者
(眞宗を除く是ハ優婆塞なり)と云べし此二三ヶ條を急ニ改良の趣き其檀家信徒より其寺
院住僧ニ對し談訣あらん事(但しテ其寺の住僧ニ彼弊風あるなきハ拘ハラゼのるは勿論
なき)後來の爲なり)を勧誘せんと欲するに彼惡弊と抱けむ僧侶に限り出だらめの辨舌
達者なる者故其坊主の口を開がん爲ふ膏藥の法書を掲げて有志の諸君に告ぐ諸君此法書
の如く膏藥を用ひ僧侶の身體を堅固にして法輪を轉ぞれハ佛教の振起は立所に顯はれ耶
蘇の拒絕ハ唱へざるに意を匱すハ必然の理なり若し斯くせずして彼拒絕を唱ふるハ弓と仕

ふに矢なく鉄鎗を仕ふに玉なきが如く僧侶の形もありと雖も數への財がなき故ニ耶穌とは言ふも跡か狐狸の業も鎮むる事能はず云々

各僧侶が妻帶肉食の弊風を改良せんべあるべからず若し此儘に捨置く時は眞の佛法の自滅と云るものじや尤斯く亂僧のあす時へ是を正すが本寺本山の職掌たれども今之本寺本山は盲ら蠱ばと云者であるかと云んとすれば中々左様ではなく本寺本山に住める多の僧侶方の弊風と云も一層上手に甚しく玄て田舎寺院の弊風を正すべき實力は速もなきものぞなりそこで田舎寺院へ舉て妻帶や肉食の弊風が日々月に増加せるじや實ニ今寺院の財たらくは見るよ忍びず聞くよ堪ざる事なるが兼て諸君の御存知あるや日本刑法第二百六十三條に神祠佛堂墓所其仙禮拜の所に對し公然不敬の所爲ある者は貳圓以上貳拾圓以下の罰金又處す若説教又は禮拜の所を妨害したる者は四圓以上四拾圓以下の罰金又處す又細定あス所なり然れば今多の僧侶が其伽藍の門内又於て其宗祖の清規を破り妻帶を致し肉食をるハ公然たる不敬と云も是ふ過たるはあるまいや又伽藍境内或は墓所等に赤子の不淨物抔と干も是不敬にはあるまいか畢竟其檀家信徒が堪忍に住して見捨間捨に致し僧侶を被告として訴へ

も起さざる故にこそ今日迄は無事なりと雖もあるが、此檀家信徒が堪忍袋と破りたる曉は若干の金圓又各僧侶が罰金として指出し尙其職を免せらるゝハ當然ならんや
僧侶にして妻帶肉食致す者、僧侶又あらび又在家にもあらず佛法中の大罪人と云者じや其故ハ僧侶に成る最初又三世諸佛に對して我れ生涯妻帶へ致しません肉食も致しませんと堅く誓約を成して佛弟子と成た故にこそ袈裟や衣を授けられたるものじやそこで檀家信徒は袈裟や衣を着たる者は佛弟子なり御出家僧侶様じやと思て其寺に請待して檀家信徒が頭ベを下て敬を作す所なる又今や妻帶を致し肉食するは是三世諸佛を侮り檀家信者を馬馬にしたる大罪人と云者なり

僧侶が妻帶、たれべ佛法の法脉は其時が一反の斷絶と云ものであるじや此法脉の斷絶玄たる僧侶が念佛や眞言題目經陀羅尼と讀むども世間普通の書藉を讀が如く又して何の威力があつて靈驗感應があるや天魔外道が何程恐怖るゝや苦界の靈魂が得脱すべき道理があるか佛律の中より妻帶肉食の重罪であるじや袈裟や衣を身をやつし出家に似せて他の施物を貪るは是又世間の詐偽取罪の如くなる勸をと作す僧侶又金錢衣服を

施すれど是又愚と云も甚しき愚なり佛法信者は爰が氣の付所じや

但し妻帶の身拘と雖とも在家の人の佛を信するは別の沙汰なり是他の施物を貪らず袈裟や衣で身をやつさず天地隠れなき在家の人として佛を信する誠實の人と云者なり

爰に一人の客のつて難問の趣きよは僧侶が妻帶すればとて法脉の斷絶と云にはあるまいや其譲を云はば真宗の本山を見よ妻帶をしても一宗と立て寺門の繁榮とする所云々とあるよ付我れ答ふるは客みして佛法の本師たる釋迦牟尼如來の掟と彼真宗の成立と辨へられざる故に其難問を起さるゝ哉夫真宗より三寶の中僧寶を欠て佛と法との二寶を立たる宗旨にして優婆塞の身拘なり其故に其本山たる本願寺の門跡とか門主とか申を方でも其子孫ふ優婆塞戒をも直に授くる事はならぬじやそこで代々天台宗なる栗田青蓮院の門主に隨ひ優婆塞戒を受らるゝ事であるじや尤親が子に法を傳へ妻帶したる者が人に法を授くる事はならぬが釋迦牟尼如來の掟であるじや其故ふ真宗に法を授くと云事とならぬじや又施餓鬼环の法もありじや皆在家と同行なる事じや若し此掟を破りたれば優婆塞にもあらず佛法にあらで皆邪法と云るものであるじや外諸宗に於ての本山の忍院でも父は所化雲悲歎と云ひ此事なり

但玄優婆塞なれば七歲の沙彌よりも下座にすべき如來の掟なるが今や清僧の寺院又つても妻帶肉食する者へ彼優婆塞よりも下座にすべきが至等なるや然れば此者又着せる法衣とての如來未だ説き給ひされば是世間には俗人と云べし佛道にの大罪人と云べきな悲歎と云ひ此事なり

六

尙向後交代の節も如何心得らるゝや其志々又對する檀家信徒は急度心得て其先祖へ報恩し
且子孫へ懲懲と思ふ心をして今の僧侶の弊風を立所又改良の計策を施されねばなるまい
今妻内肉食の弊風ある僧侶にはなんでもかでも檀家信徒が異見を加へて改良させねばなら
ぬであらうや其譯は彼惡弊坊主が常々言事より妻禮をせぬは其者がかいしよがないじや肉
食せぬも開けん者じや袈裟や衣を常々着るのも氣のきかん馬鹿者じや杯とありやこりやみ
書る者があるじや是等が即ち釋尊在世の魔王の眷属と同様なる者であるじや今寺院住す
まいやは是等の者も皆信徒惣代が前より保証したる一人の僧である事じや
其寺院より對する檀家信徒又は惣代の權利を了知せんにれ譬へ朝廷の御寺の京都泉涌寺な
るが其御世話方と云は宮内卿殿であるじや彼寺の住職の進退は此御世話方なる宮内卿殿が
万件朝廷の許可を得られて取扱はるゝが如く今各寺院住職進退の義は檀家信徒惣代なる者
が彼宮内卿殿と同様にて檀家信徒一同の認可を元と玄て其筋に万件取扱はるべきものなれ
べ亦其權利も彼泉涌寺に對する宮内卿殿同様ふ檀家惣代にも有せられたるものと心得て其

時ときの住僧ぢゅうそうが若し不心得ふしあたにして妻帶肉食めいだいにくしょくし宗規しゆきを破り佛ぶつを汚けがし法ほふを汚けがし仰藍門おうらんもん内うちを汚けがし都とくて不敬無禮ふけいぶれいの所爲しよゑある時は急度異見きじゆを加くわへて改良かいりょうせしむるは當然とうぜんの役目やくめなるや
若し檀家だんけ信徒物代しんぞくぶつだいたるにして其對そなたいする寺てらの僧侶そうりょに妻帶肉食めいだいにくしょくの惡弊あひへいあると異見いんけんもせしむるは當然とうぜんの役目やくめなるや
せしめど其體このみふ捨置そちぢて我等われらは何寺かにてらの檀家だんけ信徒しんぞくの物代ぶつだいなる者ものじや杯わざと申まふして何ぞ其功そのこうのある
べき者ものか是何分これどくぶんかの罪つみある事を知しり玉たまへ亦彼惡弊坊主ごふと共に酒肉しゅしゆを食ふ物代ぶつだい信者しんしゃへ大罪だいざいあ
り阿彌陀あみだ如來にょらいも釋迦しやか如來にょらいも觀音彌勒みゆうみろくの大菩薩だいぼくさつも各檀家だんけの先祖せんそも皆歡び絲みゆよはる事ことであろうか
亦また忍ゆるり給たまはる事ことであろうか佛法信者ぶつほくしんしゃや檀家だんけの方々かたぐれは如何いか心得こころらるべきか是宗教しゆきょうは只子供ただこども
の戯たわむれ事ことにあらず人の魂たまとをべき物ものとして既既ニ國政上こくせいじょうにも如何いか御扱ごあつひ成なりたるものや
有志ゆうしの諸君しょくくんは諒察りょうさつきあつて此宗教流布りゅうふが職しょく業ぎょうたる僧侶そうりょの事ことなれば彼惡弊かれあくへいある僧侶そうりょに急度きつと
立所たてしょふ勸誠けんせいを加くわへられん事を我今諸君まへの前に頭かぶを下さげて希望きぼうする所ところなり若し左さあくして意いよ
り淨土じようを願ねがひ口くちは念佛ねんぶつを稱たまふるとして諸佛しよぶつの大禁だいきんを犯あしたる彼惡弊坊主ごふと一緒に酒肉しゅしゆを食くひ
し剩あまうきへ其坊主そのばくしやの取持世話とりせしわをする功德くどうで淨土往生じようじゆが得あられふやと思おもはれますか能よく御勸善ごげんじやあ
りたい事ことあります尤賞罰きよしやうばつの嚴重きゆうなることを質けんじやとは云いるものなり

前年の御布告に自今僧侶肉食妻帶蓄鬚勝手たるべし法用の外俗服着用不苦とありと雖ど
も此は是れ徳川家の政事小變つて向後僧行の事を王政より取扱はずと云御心迄にしてある
處なり其後教部省を置れ各宗規則を守るべき至等尙夫より追々宗規嚴重相守るべき御
汰沙あり既に日本刑法第二百六十三條の如きと見よ寺門清淨堅固に護持すべき法律迄御定
めある事なり此意と了解せざらん者ハ耳も目もなくして木人形の如くと云者なり
耶蘇教を拒絕せんと思へば先づ僧侶が妻帶肉食の弊風改良し寺院を清淨ならしめて諸人
又皈敬の心を起さしめ而して佛教の眞理たる因果應報の道理と説くよ如くならんや若し
佛法も今の僧侶が行ふ如くなれば國害こそなれ利益へ更になきものと言へざるを得ず
但し佛教の戒律ハ妻帶や肉食のみにはあらねとも今の僧侶と對する時機を察して急に勸
諭するは此二件と先づ制玄て次は追々其法又依て修行せらるべし尤其委しきと諸經律
論ふ譲るものなり

出家僧侶として妻帶肉食を恣にそれば勤と慎じの義は何れにあるや勤もなく慎もなけ
れべ決て人にはあらず若し人是を耻しめ異見を加へらるゝも改良の心なけれど此者ハ人の

皮を着たる畜生と云の外なき者ぞなり將より此者等が國教流布の職掌との實に國王より對
玄ても恐れ多き事よりあるまいか識者心を用ひられ度云々
寺院に入込み僧侶に寄付く女人は元何人の女ふもせよ是釋尊在世の魔王の妻女と同様なる
者であるじや今日一人の僧を墮落せしめ尙其教風を汚さしむる罪其僧ハ畜牛業たる事勿論
なるが女人も來生は極めて人跡を得る事幾度なく歎くべし悲むべき事なり若玄此道理も了
解せざるハ此が是れ邪兒愚癡の者と云なり

明治廿二年六月十七日御届

全年七月一日出版

大坂府平民

著者

龍臥密筭

大坂府下豐島郡神田村千七百七十八番地

發行人兼

兵庫縣平民安岡竹三郎

神戶市多聞通二丁目百五十一番地